

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号及び内共第 15 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市中岡本町 8 6 0 番地 2
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号及び内共第 15 号
- 3 遊漁規則施行の日
令和 6 (2024) 年 1 月 1 日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 5 号、内共第 6 号、内共第 7 号及び内共第 15 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第 5 号にあっては、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第 6 号にあっては、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第 7 号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、しまどじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第 15 号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項から第 3 項に基づく遊漁料を同条第 6 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第 3 条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、掛釣（あゆを採捕する場合に限る。）、擬似おとり釣（あゆるア一釣）、投網、四手網、たも網、手網又は筌（網使用のどじょう筌を除く。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
四手網	間口 2 メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径 60 センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ 1 メートル未満のもの
あゆ友釣 疑似おとり釣（あゆるア一釣）	はりすの長さがおとりの鼻かん（あゆるアの先端）から 40 センチメートル未満のもの
筌	筌に使用又は施設する袖又は通堤類が各 1 メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1 人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	全ての漁場	計 3 組以内
四手網	全ての漁場	1 組

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、こ

れを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
投網	大谷川及びその支流、板穴川、宇都宮市横山町地先横山橋から上流の田川及びその支流並びに宇都宮市大通り4丁目幸橋から築瀬橋までの田川	1月1日から12月31日まで
	日光市大渡橋から上流の鬼怒川	
	宇都宮市横山町地先横山橋から下流同市大通り4丁目幸橋までの田川及び山田川全域	11月1日から翌年9月1日以降の組合が定めて公示する投網解禁日の前日まで
	上記以外の漁場	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
あゆ掛釣及び擬似おとり釣（あゆるアー釣）	茨城県境から上流日光市大渡橋までの鬼怒川、板穴川及び宇都宮市白沢地先東岡本転倒堰下流の西鬼怒川	11月1日から翌年組合が定めて公示するあゆ掛釣及び擬似おとり釣（あゆるアー釣）解禁日時まで
	上記以外の漁場	1月1日から12月31日まで 擬似おとり釣（あゆるアー釣）については、11月1日から翌年組合が定めて公示する擬似おとり釣（あゆるアー釣）解禁日時まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法。
 - (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること。
 - (3) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること（あゆるアー釣を除く）。
 - (4) あゆ友釣、掛釣及び毛ばり釣漁法を用いる場合において船、ゴムボート等を使用すること。
 - (5) あゆを採捕しようとする場合において、夕方の6時から翌朝の5時までの間にドブ釣を行うこと。
 - (6) 原動機付船等を使用すること。
 - (7) 投網を用いる場合において船等を使用すること（真岡市勝瓜頭首工堰下流の鬼怒川を除く。）。
- （遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ、いwana及びにじます	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種	大谷川（日光霧降大橋より下流ふれあい橋までの約500mの区間）	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

(あゆ友釣専用区域の設置)

第6条 次の表に掲げる区域をあゆの友釣専用区域とし、第4条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする友釣以外の漁法は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、あゆを目的としない漁法は除く。

魚種・漁法	区 域	期 間
あゆ・友釣	鬼怒川石井町新鬼怒橋から板戸町板戸大橋	組合が定めて公示する期間

(禁止区域等)

第7条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
行屋川 真岡市田町地先女体堰から上流同市荒町地先泉橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
鬼怒川 1 真岡市勝瓜 1724 番地先勝瓜頭首工堰中心線から下流 400 メートルの区域 2 宇都宮市中岡本地先岡本頭首工堰中心線から下流 100 メートルの区域	同上
大谷川及びその支流 大谷川(神橋地区を除く。)及びその支流(志渡淵川、丸見川、鳴沢川、赤沢川、稲荷川、田母沢川、荒沢川並びに左沢川)の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
大谷川(上流地区) 華巖の滝壺から古河日光馬道発電所下流 300 m 第3床固までの区域	1月1日から12月31日まで
大谷川(神橋地区) 日光市上鉢石町地先神橋中心線から上下流 50 メートルの区域	同上
釜川 宇都宮市天神 2 丁目地先田川合流点から上流同市松原 3 丁目地先兜橋に至る区域	同上
江川 宇都宮市下栗地先暁橋から同市瑞穂野船着場下流 100 メートルに至る区域	同上
西鬼怒川 宇都宮市芦沼町地先芦沼橋下流西鬼怒川下ヶ橋堰から上流の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金	
年 間	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	14,000円	28,000円
	普通釣券	あゆ以外の魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1年	7,500円	15,000円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1年	5,500円	11,000円
	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手網、	同上	1年	24,000円	48,000円

券			たも網、手網、徒手、手釣、竿釣及び釜				
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1年	1,500円	3,000円
日	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1日	3,200円	6,400円
	普通釣券	あゆ以外の魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1日	1,700円	3,400円
釣	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1日	1,000円	2,000円
	団体雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1日	900円	1,800円
	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手網、たも網、手網、徒手、手釣、竿釣及び釜	同上	1日	8,000円	16,000円
券	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網及び手網	同上	1日	1,200円	2,400円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな、にじます及びかじかを除いた魚種をいう。

注2 学生全魚種釣券は、高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

注3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

注4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券にあつては当日限りとする。

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権設定区域において遊漁をしようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ栃木県鬼怒川漁業協同組合に納付し、その承認を得なければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具及び漁法	区域	期間	遊漁料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	-
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	25,000円	-

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）

(2) 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県鬼怒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。

附 則

この規則は令和6(2024)年11月19日から施行する。